

8 休憩所及び管理事務所

基本的考え方

公園の利用は屋外が多く、大規模な公園では移動距離が長くなることもあるため、休憩所を設ける場合は高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮する必要がある。

また、公園の管理事務所は、公園利用者の案内や利用手続きを行う施設であることから、車椅子利用者でも円滑に利用できるよう、出入口の幅、カウンターの高さ等について配慮する必要がある。

なお、休憩所については、四阿などがあるが、形態、構造等に関わらず、公園内において休養が可能な施設については、休憩所として取り扱うものとする。

例えば、藤棚（パーゴラ）は公園施設の種類としては修景施設に位置づけられているが、藤棚内にベンチ、野外卓等を設置し、日陰スペースの確保を目的として設置する場合は、屋根の有無に関わらず、休憩所として整備基準に適合させる必要がある。

整備基準 休憩所及び管理事務所 解説図

<p>ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(ア) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、やむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(イ) (ウ)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>(ウ) やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(エ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p> a 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p> b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。</p> <p>イ カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> <p>エ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、別表2の4の項(2)から(6)までの基準に適合するものであること。</p>	<p>→図8-1 休憩所</p> <p>→図8-2 管理事務所・ カウンター</p>
---	--

整備基準の解説

- ・高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう、必要に応じて公園内に休憩所を配置することが望ましい。
- ・休憩所には、高齢者、障害者等が円滑に利用できるベンチ等を設置することが望ましい。

